

# 令和5年度地域力創造推進会議 配布資料変更点について

1月26日開催の広島会場配付資料から2月27日開催の盛岡会場配布資料との変更点を記載しております。  
各会場でお配りした資料について、既に変更反映済みのももございますので、ご注意ください

## 【第一部 (1) ローカル10,000プロジェクトについて】

P5「ローカル10,000プロジェクト（地方単独）への自治体の反応」を新規追加

新規追加

### ローカル10,000プロジェクト（地方単独）への自治体の反応

#### ローカル10,000プロジェクト（地方単独）の活用を検討する自治体が拡大中



<A市>

- ローカル10,000（国費）で整備した施設内に、新たに健康づくり拠点を整備する事業を実施予定です。
- 現在、この事業では担保付き融資を予定しており、また速やかに事業を開始する必要があります。
- このため、担保付き融資を対象にすることができ、補助金の審査を市と有識者又は商工会議所によって速やかに実施することができるローカル10,000プロジェクト（地方単独）を活用して、事業を実施したいと考えています。



<B市>

- 現在、市として地方単独の創業支援事業を対象とした補助金を持っていますが、地域資源の活用や地域課題の解決につながる事業をさらに支援するため、ローカル10,000プロジェクト（地方単独）として、従来の補助金制度に「地域資源活用枠」を追加して、要綱の見直しを行いたいと考えています。

○修正箇所

①P1 (スライドの追加)

## 本日のお話

### 1. 地域課題解決事業について

- ・地域課題解決事業の推進

### 2. 地域の創業促進について

- ・創業の実態
- ・支援施策の概要

1

(円滑に説明するため補足の意味合いで差し込むものであり、記載内容はP2 と相違ありません)

## 本日のお話

### 1. 地域課題解決事業について

- ・地域課題解決事業の推進

### 2. 地域の創業促進について

- ・創業の実態
- ・支援施策の概要

2

②P18（説明内容の変更）

（変更前）

<参考> 産業競争力強化法に基づく創業支援について

知識・ノウハウ

各自治体において、「特定創業支援等事業」として国が認定している創業支援を受け、証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられます。



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適用後の税率
株式会社	資本金の額 × 0.7% ※ 1.5万円に満たないときは、 1件につき1.5万円	資本金の額 × <b>0.35%</b> ※ 7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合名会社 合資会社	1件につき <b>6万円</b>	1件につき <b>3万円</b>
合同会社	資本金の額 × 0.7% ※ 6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額 × <b>0.35%</b> ※ 3万円に満たないときは、 1件につき3万円

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

- **新創業融資制度**  
新たに創業するもの、創業後税務申告未了の者に対して条件と課されている自己資金要件（創業資金総額の1/10以上）を満たす者として利用できる。
- **新規開業支援資金**  
貸付利率の引き下げが可能。

(4) 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額

小規模事業者が取り組む販路開拓等の取組を支援する持続化補助金の創業枠（補助上限**200万円**）の申請対象となる。

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

本来は創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、**事業開始6か月前**から利用の対象になる。

(5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。

18

（変更後）※赤字部分が変更箇所

<参考> 産業競争力強化法に基づく創業支援について

知識・ノウハウ

各自治体において、「特定創業支援等事業」として国が認定している創業支援を受け、証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられる。



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適用後の税率
株式会社	資本金の額 × 0.7% ※ 1.5万円に満たないときは、 1件につき1.5万円	資本金の額 × <b>0.35%</b> ※ 7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合名会社 合資会社	1件につき <b>6万円</b>	1件につき <b>3万円</b>
合同会社	資本金の額 × 0.7% ※ 6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額 × <b>0.35%</b> ※ 3万円に満たないときは、 1件につき3万円

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

- **新規開業支援資金**  
貸付利率の引き下げが可能。  
**うち、若年者（35歳未満）及び女性は、更に金利の引き下げが可能。**

(4) 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額

小規模事業者が取り組む販路開拓等の取組を支援する持続化補助金の創業枠（補助上限**200万円**）の申請対象となる。

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

本来は創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、**事業開始6か月前**から利用の対象になる。

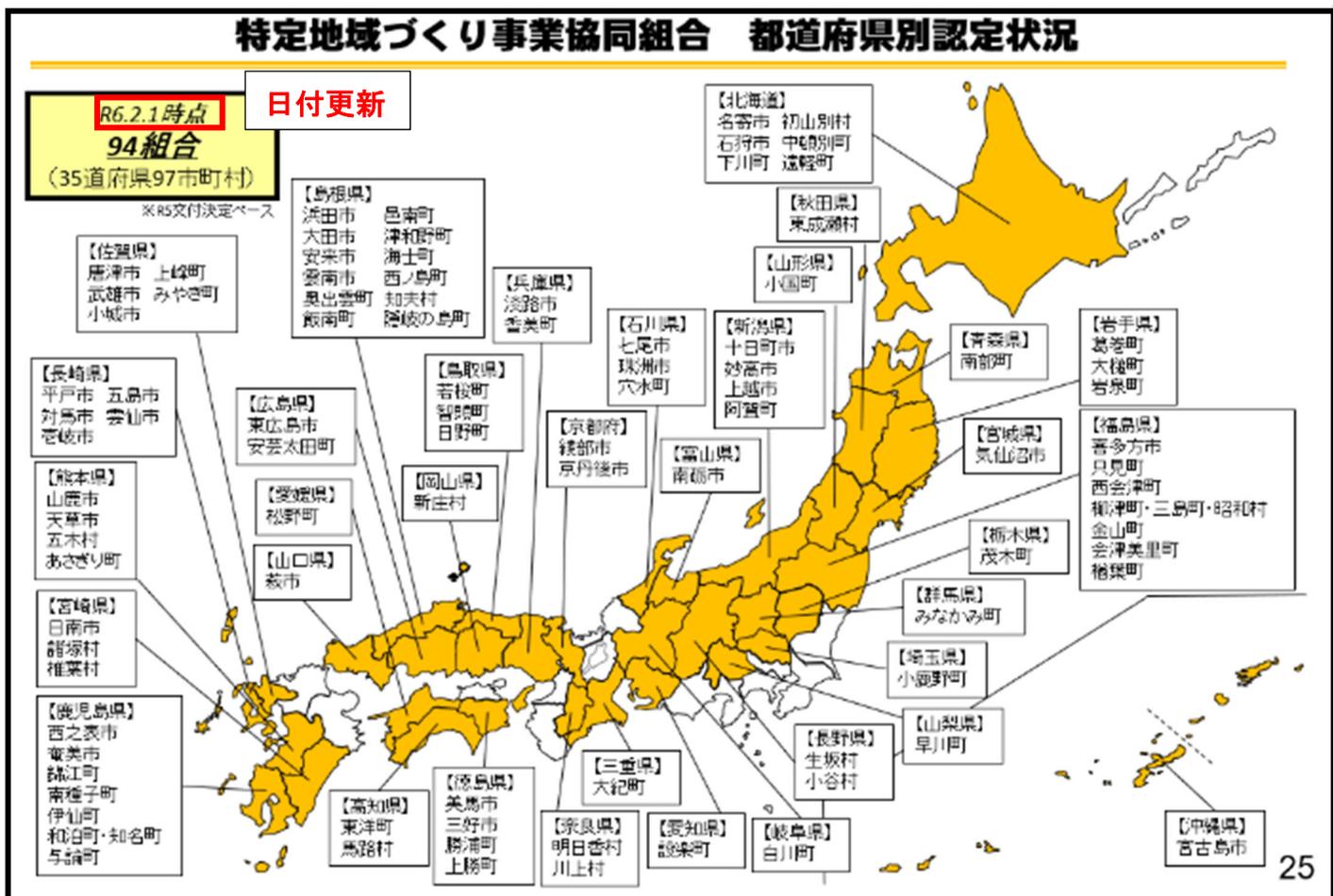
(5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。

18

【第二部 (1) 地域力創造グループ施策について】

P25 「特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況」の日付更新 (R5.12.28→R6.2.1)



P31 「過疎地域における事業用設備に係る割増償却の延長」の一部文言修正 (赤枠部分)

## 過疎地域における事業用設備に係る割増償却の延長

○ 本年度末が期限である、過疎地域における事業用設備に係る割増償却(所得税・法人税)について **3年間** (～令和9年3月31日)延長

1. 内 容:

- 過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の割増償却が可能。(所得税、法人税)  
→ 課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等(取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設	
対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等:普通償却限度額の32% 建物等:普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却(最大5年間適用)		

【通常償却と割増償却の比較】

**文言修正**

割増償却による償却額の上乗せ額:19,476

※ 取得価額1億円の機械を購入。減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合。

2. 適用期限: **令和6年3月31日 ⇒ 令和9年3月31日まで延長** (令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定))

3. 適用要件: 過疎市町村計画に「産業振興促進事項」を記載(記載事項:区域、対象業種等)

(参考)適用実績

	適用件数	適用額 (償却限度額)	減収見込額	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数
R3※	31	1.3億円	0.3億円	216人
R4	89	3.7億円	0.9億円	202人

※本特例特別措置は、新過疎法制定後、過疎市町村計画を策定(多くの市町村でR3年9月)以降適用可能だったため、適用件数が少なかった。

## 過疎地域における地方税の減収補てん措置の延長

○ 本年度末が期限である、過疎地域における事業用設備を取得等した場合等の課税免除等に係る地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の減収補てん措置について、3年間（～令和9年3月31日）延長

1. 内 容: 下図のとおり

製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合
- 取得価額等: 下表のとおり

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物 附属設備、構築物の 取得等(取得、製作、 建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新増設	
対象 業種 ・ 取得 価額	製造業・旅館業	500万円 以上	1,000万円 以上	2,000万円 以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

文言修正

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち 当該設備に係るもの
不動産 取得税	当該設備に係る家屋、 当該家屋の敷地である土地
固定 資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、 構築物、当該家屋の敷地である 土地

都道府県又は市町村の減収分の75%を普通  
交付税で補てん(最初に課税免除等を行った年  
度から3年間 (※1))  
※1: 不動産取得税は当該年度分。

畜産業・水産業(※2)

※2: 過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3  
超～1/2以下の場合

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

都道府県の減収分の75%を普通交付税で補てん(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 適用期限: 令和6年3月31日 ⇒ 令和9年3月31日まで延長する方針

3. 適用要件: 過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載 (記載事項: 区域、対象業種 等)

P42 の資料差替「所有者不明土地対策における総務省の取組」

➔ 「地方公共団体が行う所有者不明土地等対策に対する財政措置の概要」

資料差替

## 地方公共団体が行う所有者不明土地等対策に対する財政措置の概要

- 所有者不明土地特措法の改正に併せ、令和4年度から特別交付税措置を講じている。
  - ・ 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象。
  - ・ 措置率0.5、団体の財政力に応じた補正あり。

### 地方公共団体が行う所有者不明土地等対策

所有者不明土地等対策事業費補助金の対象※  
(国土交通省)

- ・ 所有者不明土地等の実態把握
- ・ 所有者不明土地対策計画の作成【R6～】
- ・ 土地の所有者探索や、土地の利活用のための手法等の検討
- ・ 土地の管理不全状態の解消
- ・ 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための法務的手続等
- ・ その他上記の事業と併せて実施する関連事業 等

※ 所有者不明土地対策計画(一定の要件を満たす既存計画を含む【R6～】)に基づく取組が対象

国庫補助の対象外となるソフト経費※

- ・ 所有者不明土地等対策のための広報
- ・ 所有者不明土地等に関する相談窓口の設置
- ・ 所有者不明土地等対策のためのデータベースの整備
- ・ 空き地バンクの設置や運営 等

※ 正規職員の人件費等は対象外

補助事業に係る地方負担に対して特別交付税措置  
(都道府県※・市町村が対象)

地方公共団体が単独で実施する  
所有者不明土地等対策に対して特別交付税措置  
(市町村が対象)

※ 市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

## 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援

- 「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、国においては、関係省庁連絡会議を開催し、令和4年11月に「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応に取り組んでいるところ。
- 令和6年1月、関係閣僚会議を開催し、同方策の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化を図ることとしている。

### 関係省庁連絡会議 (R4. 8～)

- 「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪徳商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議(※)を開催 (R4. 8～)。  
※関係閣僚会議の開催に伴い、R6. 1に廃止
- 第3回連絡会議 (R4. 11. 10) において、「**被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策**」をとりまとめ、**関係省庁による連携した対応**に取り組んでいる。  
 (相談体制の充実強化のための方策)  
 1 法テラスの抜本的な充実・強化  
 2 消費生活相談等の強化  
 3 警察による適切な関与  
 4 精神的・福祉的支援の充実  
 5 子ども・若者の救済  
 6 その他
- 総務省では、同方策を踏まえ、行政相談における対応のほか、相談対応に係る **関係省庁が地方公共団体の担当部署に発出した協力依頼通知をとりまとめ、各都道府県・市町村の総務担当部長あてに情報提供・要請** (R4. 9、R4. 10、R4. 11、R5. 3、R5. 8)。  
 また、法務省から要請を受け、**自治会・町内会等に対し、要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力を依頼** (R5. 3)。

### 関係閣僚会議 (R6. 1～)

- いわゆる被害者救済法(※)の制定 (R5. 12) を踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等への相談体制の強化等の支援を関係行政機関が連携して行うため、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議を開催 (R6. 1～)。  
※「特定不作為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済を図るための日本国法支援センターの業務の特別並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特別に関する法律」(令和5年法律第99号)
- 第1回関係閣僚会議 (R6. 1. 19) では、「**被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策**」の**着実な実行と、被害者等支援の充実・強化策について確認**された。  
 (支援の充実・強化策)  
 1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化  
 2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等の子ども・若者向け相談・支援体制の強化  
 3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

➡ 引き続き、庁内の関係部局間で連絡を密にいただき、相談対応について、適切な対応をお願いします。